

津久井やまゆり園利用者に係る 意思決定支援の今後の進め方

事前送付資料

- ・参考資料 1 津久井やまゆり園利用者意思決定支援 担当者会議 進行表
- ・参考資料 2 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援に係る会議における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策について（通知）
- ・参考資料 3 「津久井やまゆり園利用者意思決定支援における意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシートの記載留意点」の改訂について（通知）
- ・参考資料 4 寸沢嵐地区日中活動支援センターライフからの質問に対する回答
- ・参考資料 5 津久井やまゆり園の再生に向けた県からのたより 抜粋版
- ・研修事後アンケート

令和2年6月

神奈川県福祉子どもみらい局共生社会推進課

障害者関連施策と津久井やまゆり園利用者の意思決定支援について

年度	障害者総合支援法関係	その他障害者関連施策の動き
H15年度(2003)	「支援費制度」の施行（措置から契約の転換） （利用者がサービス選択できる仕組み）	
H18年度(2006)	「障害者自立支援法」施行 （3障害共通、地域生活を支援）	国連総会本会議で「障害者権利条約」が採択
H19年度(2007)		「障害者権利条約」への署名
H23年度(2011)		「障害者虐待防止法」成立（H24.10施行） 「障害者基本法改正法」施行（共生社会の実現）
H25年度(2013)	「障害者総合支援法」施行 （地域社会における共生社会の実現・難病等を対象） ※基本理念の追加 ※3年後の見直しの一つとして、「障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について」が規定され、ガイドラインについても言及	「障害者差別解消法」成立（H28.4施行） 「障害者権利条約」を批准
H28年度(2016)	3月：「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」策定	4月：「障害者差別解消法」施行 7月：津久井やまゆり園事件発生 1月：再生に向けた基本的な考え方を公表、ヒアリング実施 2月：再生基本構想に関する部会設置
H29年度(2017)		10月：再生基本構想策定

- 一人ひとりが大切にされ、どこで誰と生活するかの選択の機会が確保されていること、そして、本人の選択の結果を尊重し、可能な限り身近な場所で、日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を受けられることが重要
(津久井やまゆり園再生基本構想/総合支援法一部引用)

再生基本構想（平成29年10月策定）

（目指すもの）

この基本構想は、事件によって命を奪われた利用者への鎮魂、ご遺族の痛惜の念、そして心身に傷を負った利用者及び職員の尊厳の回復を念頭に置き、利用者、ご家族、職員、津久井やまゆり園を支えていただいている地域住民の方々など関係するすべての人々、さらに、社会全体として、この事件を乗り越え、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を真に実現することを目指して取りまとめた。

（構成） ～ 利用者一人ひとりがその人らしく暮らすことができる環境を提供 ～

I 意思決定支援

津久井やまゆり園利用者一人ひとりには、それぞれに尊重されるべき意思がある。今後、どのような暮らし、どのような支援を望むか、その実現に向け、厚生労働省から示された「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成29年3月）」に基づき、より丁寧に時間をかけて、かつ、適切な手続きにより、意思決定を支援する。

私たち抜きに私たちのことを決めないで（Nothing about us, without us !）

II 安心して安全に生活できる暮らしの場

津久井やまゆり園利用者が事件の被害者であり、大変な精神的な苦痛を受けたことを踏まえ、まず、130人のすべての利用者が安心して安全に生活できる入所施設の居室数を確保することを前提とする。その上で、利用者本人の選択の幅を広げ、その意思を可能な限り反映できるよう複数の選択肢を用意する。

III 地域生活移行の促進

意思決定支援を進める中で、地域生活移行の希望が示された場合は、安心して地域生活を過ごすことができるよう、専門的支援の継続的な提供やグループホームの整備の促進、移行先のグループホームのバックアップ支援体制整備などの支援に取り組む。

（参考）再生基本構想にかかる主な補助金について

専門的支援の継続的な提供（職員加配）	利用者1人当たり 167.4万円／年	グループホームの整備の促進（施設整備）	1ホーム当たり 500万円／年	バックアップ支援体制整備（後方支援）	法人1か所当たり 50万円／年	地域移行支援従事者の配置（職員配置）	1事業所当たり 262千円／月
--------------------	-----------------------	---------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

※その他、市町村障害者福祉事業推進補助金や障害者グループホーム体験利用促進事業費補助等も使える可能性あり

(定義)

意思決定支援とは、**自ら意思を決定すること**に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、**可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討**するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

(厚生労働省ガイドラインとの枠組みの比較)

厚生労働省「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」

津久井やまゆり園利用者意思決定支援実施要領

1. 意思決定支援責任者の配置

意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心にかかわり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の仕組みを作る等の役割を担う。サービス管理責任者や相談支援専門員が兼務することが考えられる。

1. **意思決定支援チームが意思決定支援責任者の役割を担う**

2. 意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、意思決定が必要な事項に関する参加者の情報を持ち寄り、意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組み。「サービス担当者会議」や「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

2. 意思決定支援検討会議の開催

- ・意思決定支援チームメンバー
- ・本人、家族等（出席が基本）
- ・**意思決定支援専門アドバイザー**
- ・関係事業者等（必要に応じて）

3. 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画（意志決定支援計画）の作成

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）を作成

3. ガイドラインのとおり ※現行の各計画に反映する。

4. サービスの提供

本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。

4. ガイドラインのとおり

5. モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。

5. ガイドラインのとおり

本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながらい障害者の意思及び選好を推定する。

津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の体制等

意思決定支援の目的：

- 本人の望む生活（希望）を知る（根拠を持って推定する）。
- 上記を実現するには、どこで誰と生活するのがよいのか、を本人に確認（意思決定支援チームで根拠を持って推定）し、実現可能性も踏まえて本人と一緒に考えて考える。

○意思決定支援チーム

	チームメンバー	氏名	研修	主な役割
①	相談支援専門員（相談支援事業所）	□□ □子	済	チーム責任者
②	津久井やまゆり園支援担当職員	☆☆ ☆郎	済	状況整理、意見陳述等
③	津久井やまゆり園サービス管理責任者	△△ △恵	済	説明、意見陳述等
④	〇〇市障害ケースワーカー	〇〇 〇夫	済	支給決定
⑤	神奈川県	×× ×生	済	統括

○意思決定支援専門アドバイザー

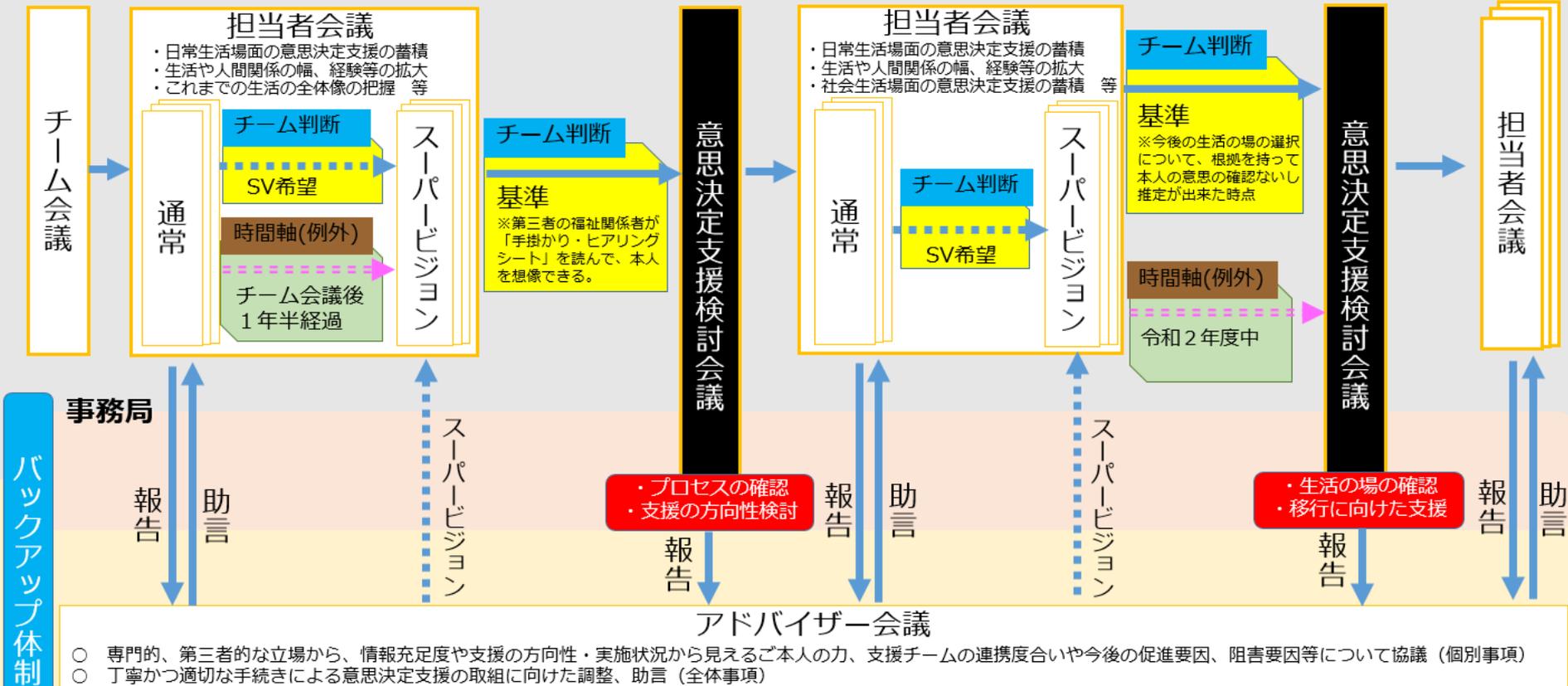
区分
相談支援に精通する実践的な指導者
法律の専門家
障害者の権利擁護・地域生活支援に関する専門家

意思決定支援責任者の役割をチームで担う

プロセスについて

～今後の生活の場の選択場面における～

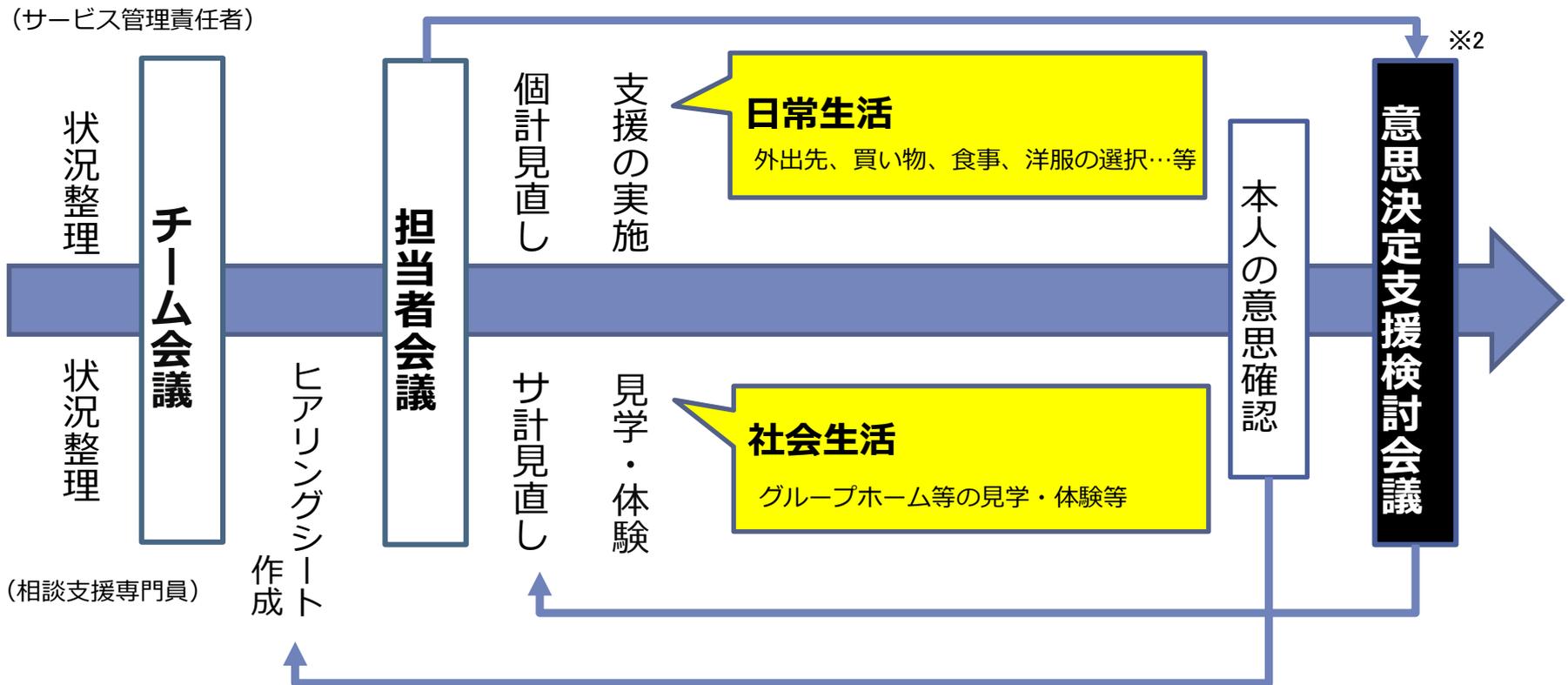
津久井やまゆり園利用者意思決定支援チームのプロセス及び判断基準とアドバイザー会議の位置づけ 意思決定支援チーム



これまでの取組み

平成29年度から、全ての利用者を対象に、
意思決定支援チーム※¹で、このプロセスを丁寧に繰り返している。

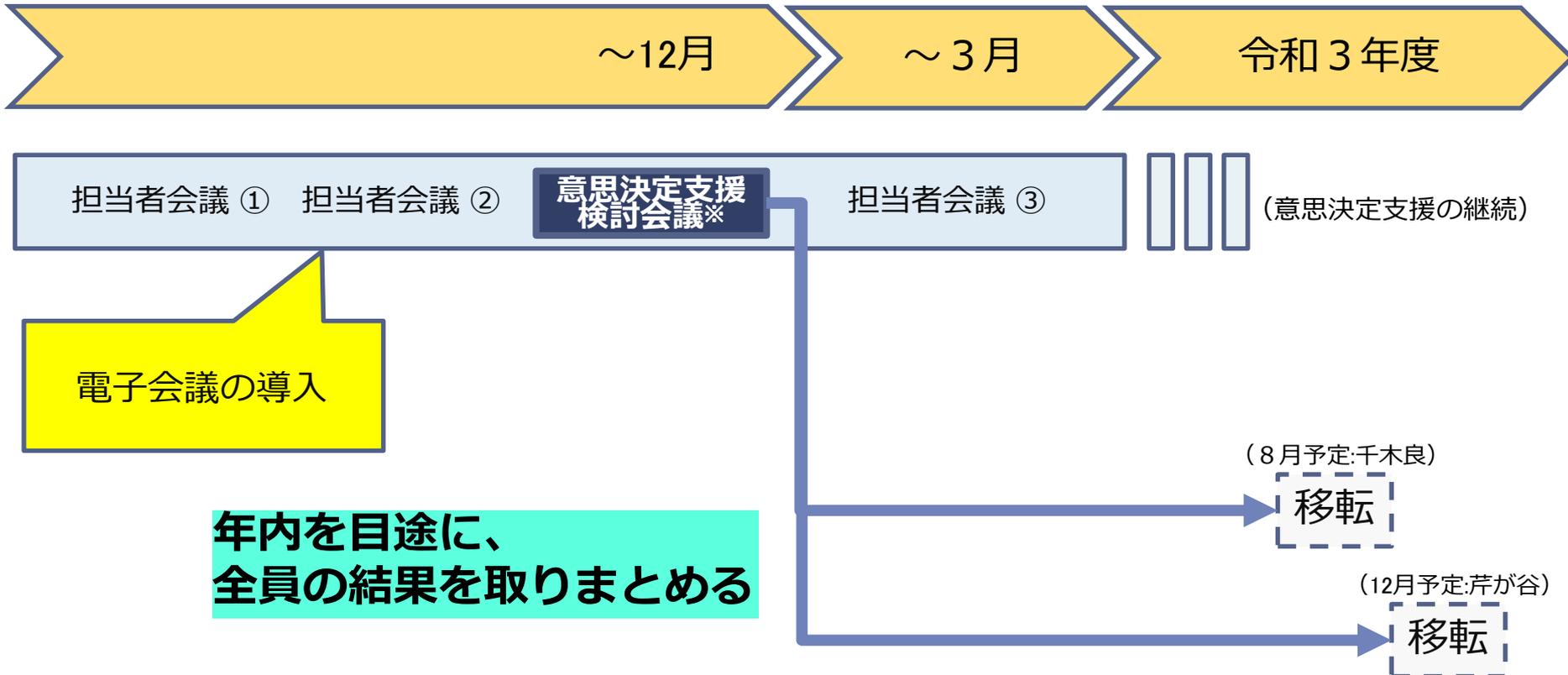
【意思決定支援のプロセス】



- ※1 意思決定支援チーム：相談支援専門員、サービス管理責任者、園職員、市町村・県職員等で構成するチーム
- ※2 意思決定支援検討会議：上記に加え、本人・家族、意思決定支援専門アドバイザーが参加し、本人の意思を確認する会議。

今後の取組予定

今後は、令和3年度の移転に向け、取組みをさらに進め、**年内を目途に**、一人ひとりの利用者が望む暮らしや今後の住まいの場の方向性をとりまとめていく。



令和2年度の各会議のめやす

1 担当者会議 ①

本人・家族等が会議に参加できるよう可能な限り配慮し、令和2年末までの進め方の確認、本人の望む生活、住まいの場の方向性等について検討する。

2 担当者会議 ②

本人・家族等を交え、本人の望む生活、住まいの場の方向性等について検討し、一定の合意形成を図る。

3 意思決定支援検討会議

本人・家族等の他に意思決定支援専門アドバイザーを交えて、担当者会議②における合意形成プロセスを確認し、新たな住まいの場の方向性について決定する。

4 担当者会議 ③

移行に向けた支援や今後の意思決定支援の進め方等を検討する。

～
12月

～
3月

担当者会議の流れ

～会議 4 日前	<p>◆チーム責任者</p> <ol style="list-style-type: none">1 チームメンバーに必達目標の取組結果・評価・今後の計画等について、ヒアリングを行う。2 ヒアリング内容から、次回会議で話し合う論点を整理する。3 会議に参加出来ない本人・家族を含むチームメンバーに、上記2の論点に沿って、望む生活や今後の住まいの場の方向性等について事前にヒアリングを行う。
会議 3 日前	<p>◆チーム責任者</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事前に聞き取った内容を記載した担当者会議進行表と、更新した手掛かり・ヒアリングシートをチームメンバーに送付する。
会議当日	<p>◆司会：チーム責任者</p> <ul style="list-style-type: none">・ 担当者会議進行表に沿って、会議を進める。
会議後	<p>◆チーム責任者</p> <ul style="list-style-type: none">・ 会議に参加出来なかったチームメンバー等に、速やかに会議内容を報告する。・ 手掛かり・ヒアリングシートを更新する。

電子会議について（5/25通知：参考資料2）

- 感染症対策として、担当者会議については電子会議を導入します。
- 電子会議の開催や参加が難しい場合は、県担当者にご相談ください。
- 現在、神奈川県が使用しているWeb会議システム：ZOOM
- 1部※当たり35分です。合計70分用意をします。
※ 担当者会議の進行上、第1部・第2部に分けました。
- 本人・家族等が電子会議に参加できるよう可能な限り配慮を行う。
- 本人・家族等に、チーム責任者が電子会議参加等の意向確認を行う。

手掛かり・ヒアリングシート（参考資料3）

- 「津久井やまゆり園 利用者意思決定支援における 意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシートの記載留意点」の改訂について（通知）（R2.5.1）を発出。

【ポイント】 ～ 記載留意点に沿って、手掛かり・ヒアリングシートを作成してください ～

- ・ 現在、別紙に記載されている新たなエピソードについては、ヒアリングシートを会議の場で有効に活用するため、原則ヒアリングシート1枚（表・裏面）に最新の情報を集約させてください。
- ・ ヒアリングシート裏面⑰の欄に、⑱、⑲、⑳の根拠となる主要なエピソードを整理して記載してください。
- ・ それ以外のエピソードについては、別紙1枚に整理して記載してください（可能な限り表面で記載できるよう工夫してください）。
- ・ 手掛かり・ヒアリングシートは、利用者本人や家族をはじめ、多くの関係者が目を通す書類ですので、内容や表現等には十分注意してください。
- ・ 本人の意思や望む生活について、どれだけ具体的に書き込めるか、そこに注力してまとめてください。支援記録や支援経過を羅列するのではなく、支援の結果等について、ストレングスの視点からアセスメントして見えてきた本人像や本人の意思を記載してください。